

教 県 第 1 1 3 2 号

平 成 2 5 年 2 月 1 2 日

各 県 立 学 校 長 様

埼 玉 県 教 育 委 員 会 教 育 長

体罰についての児童生徒及び保護者アンケートの実施について（依頼）

日頃より、埼玉県の教育行政の推進に御理解と御協力をいただき、感謝いたします。
この度、標記の件につきまして、下記のとおり実施いたしますので、趣旨を御理解の上、適切な御対応をお願いいたします。

記

1 趣旨

教職員による児童生徒に対する体罰に関する情報を児童生徒及び保護者から収集することによって、体罰の実態を把握し、児童生徒及び関係教職員に対して適切な対応をするとともに、体罰禁止の徹底を図り、信頼関係に立つ教育活動の推進に資する。

2 調査対象

県立学校に通学する児童生徒及び保護者

- (1) 特別支援学校に通学する児童生徒等障害のある児童生徒及びその保護者に対する調査については、各学校の判断で、実施方法等について配慮や工夫をして実施する。
- (2) 卒業年度にある児童生徒やその保護者で家庭研修中または進路決定等に影響するおそれのある場合、疾病や不登校等の理由により登校していない場合は、各学校で実施方法等について配慮や工夫をして実施する。

3 調査対象期間

平成24年4月1日（日）から平成25年1月31日（木）まで

4 調査実施期間

原則として、平成25年2月18日（月）から平成25年3月15日（金）までの期間で各学校が定める期間

ただし、調査期間に調査が実施できない児童生徒およびその保護者等については、各学校で実施期日等について配慮や工夫をして実施する。

5 集計

各学校にて集計をお願いいたします。なお、複数の課程を併置する学校にあっては、課程別に集計する。

6 集計結果の提出

- (1) 3、「調査対象期間」に発生した体罰について、平成25年3月19日（火）までに、本通知に添付する「体罰調査24（）」（Excel ファイル）に必要事項を入力した電子データを、電子メールに添付して提出する。
- (2) 提出の際には、メール件名を「体罰調査（〇〇高・全）」、「体罰調査（〇〇特支）」ファイル名を「体罰調査24（〇〇高・全）」、「体罰調査24（〇〇特支）」として添付して、県立学校人事課管理指導担当 a6720-08@pref.saitama.lg.jp まで提出する。

7 その他

- (1) 3「調査対象期間」以外に発生した体罰については、集計結果の提出以前に、速やかに県立学校人事課管理指導担当に連絡の上、指示を受けて、学事担当に事故一報をし、教職員事故報告書を作成して提出する。
- (2) アンケート用紙は、埼玉県立学校文書管理規則により、調査後も3年間各学校において保存する。
- (3) 教職員からの情報収集については、個別面談をする、調査用紙を配布するなど、プライバシー等にも配慮した方法を、各校で工夫して実施する。

保護者の皆様へ

埼玉県教育委員会

現在、教職員による体罰の問題が大きな社会問題となっています。体罰は、学校教育法で禁止されている決して許されない行為です。教職員は、いかなる場合においても、身体に対する侵害（殴る、蹴る等）、肉体的苦痛を与える懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる等）である体罰を行ってはなりません。

体罰は、他の教職員や児童生徒の目の届かないところで行われることがあります。また、体罰を受けたにもかかわらず、学校や保護者に相談できないこともあります。そこで、保護者の方からもお子様についての情報等を提供していただき、体罰の発見と適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、裏面のアンケート調査に、回答いただける範囲で御協力をお願いいたします。

〈回答に当たって〉

- アンケートの対象となる期間は、平成24年4月1日から平成25年1月31日までとします。
- 兄弟姉妹がいる場合は、それぞれのお子様について別々の用紙に記入してください。
- 回答は個別のケースの実態把握と事後対応が必要となる可能性もありますので、記名式としております。
- アンケート用紙は、学校で指定された方法で提出してください。
- アンケートに関して御不明な点がありましたら、学校まで、お問い合わせください。
- 回答内容につきまして、お子様の年齢、健康、心身の状況、行為が行われた場所や時間、具体的な行為等について、総合的に考える必要がありますので、回答提出後、個別にお話をお伺いすることがあります。
- 回答内容につきましては、情報の管理とプライバシーへの配慮を徹底します。

御協力ありがとうございました。

体罰の実態把握のためのアンケート【保護者用】

埼玉県教育委員会

このアンケートは、皆様のお子様が、【例】のような体罰が行われることのない学校で、安心して規律正しい学校生活を送れるようにすることを目的に行うものです。それぞれの質問の回答欄に ○ を付けてください。

アンケートは、お子様にも配布してありますが、お子様が回答できない場合は、保護者の方のみお答えいただける範囲で、回答をお願いします。

【例】 お子様が教職員に、なぐられた、棒などでなぐられた、けられた、投げられた、転倒させられた

お子様 小・中・高 () 年 () 組
氏名 ()
部活動 ()

	質問項目	回答
①	うちの子は、学校で、教職員から【例】のようなことをされたことがある。	はい いいえ

質問項目①で「はい」と答えた方は、以下の質問に答えてください

②	そのことについて、学校に相談したことがある。	はい いいえ *いつ、だれに
③	保護者の方のわかる範囲で、その内容を具体的にご記入ください。 (いつ、どこで、だれが、だれに、なぜ、どのように、ケガは など)	

※ 質問項目①で、「はい」と答えた方については、改めて事実確認を行うことがあります。その他、具体的な相談があれば、学校までご連絡ください。

体罰の実態把握のためのアンケート【児童生徒用】

埼玉県教育委員会

このアンケートは、【例】のような体罰が行われることのない学校で、安心して規律正しい学校生活を送れるようにすることを目的に行うものです。質問の回答欄に ○ を付けてください。

【例】教職員に、なぐられた、棒などでなぐられた、けられた、投げられた、転倒させられた、等

小・中・高 () 年 () 組
氏名 ()
部活動 ()

	質問項目	回答
①	わたしは、学校で、教職員から【例】のようなことをされたことがある。	はい いいえ

質問項目①で「はい」と答えた方は以下の質問に答えてください。

②	そのことについて、家庭で相談したことがある。	はい いいえ
③	そのことについて、学校で相談したことがある。	はい いいえ *いつ、だれに
④	書ける範囲で、その内容を具体的にご記入ください。 (いつ、どこで、だれが、だれに、なぜ、どのように、ケガは など)	

※ 質問項目①で、「はい」と答えた方については、改めて事実確認を行うことがあります。その他、具体的な相談があれば、学校まで連絡してください。

集計結果の報告にかかる留意事項

1 学校名等

- (1) 「学校一覧」シートを参考に「学校番号」を入力する。
- (2) 「課程」を選択する。
- (3) 記入者は校長もしくは教頭とする。
- (4) 「体罰事故」の有無を選択する。「有」の場合は下段の個別の事案について、下段の表に入力する。

2 調査対象等

- (1) 調査対象職員は、教育職員（校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、非常勤講師、実習助手及び寄宿舎指導員）である。

なお、事務職員（事務長、主任、主事、業務主任、業務主事等）は、対象外とする。

- (2) 複数の児童生徒に対する体罰あるいは複数回に及ぶ体罰であっても、1件の職員事故として扱う場合は、1行にまとめて回答する。
- (3) すでに、埼玉県教育委員会に職員事故報告書を提出し、当該職員に対して、懲戒処分や指導措置等、県教育委員会が対応済みの体罰事故については、報告対象としない。

3 各項目の記入方法

(1) 発生日月日

平成24年4月1日から平成25年1月31日までの間に発生した体罰事案について、発生日月日を入力する。

(2) 体罰を起こした教職員

体罰事故を起こした教職員の、職名、氏名、性別、現年齢を入力する。

(3) 被害を受けた児童生徒人数

体罰事案において被害を受けた児童生徒人数を学校種及び学年ごとに記入する。また、学年が複数に及ぶ場合は、それぞれ入力する。

(4) 体罰時の状況

体罰が行われた「場面」及び「場所」について、それぞれ以下の記号をリストから入力する。なお、複数ある場合は、そのうち主なものを一つ選んでリストから入力すること。

<体罰が行われた場面>

ア 授業中 イ 放課後 ウ 休み時間 エ 部活動 オ 学校行事
カ ホームルーム キ その他

<体罰が行われた場所>

ア 教室 イ 職員室 ウ 運動場、体育館 エ 生徒指導室
オ 廊下、階段 カ その他

(5) 体罰の態様

以下の記号をリストから入力する。なお、体罰を受けた児童生徒が複数であって、それぞれの体罰の態様が異なる場合は、そのうち主なものを一つ選んでリストから入力すること。

<体罰の態様>

ア 素手で殴る イ 棒などで殴る ウ 蹴る エ 投げる・転倒させる
オ 殴る及び蹴る等 カ その他

(6) 被害の状況

体罰を受けた児童生徒の被害の状況について、以下の記号をリストから入力する。なお、体罰を受けた児童生徒が複数であって、それぞれの被害の状況が異なる場合は、そのうち主なものを一つ選んでリストから入力すること。

<被害の状況>

ア 死亡 イ 骨折・捻挫など ウ 鼓膜損傷 エ 外傷 オ 打撲（頭）
カ 打撲（顔） キ 打撲（足） ク 打撲（オ～キ以外） ケ 鼻血
コ 髪を切られる サ その他 シ 傷害なし

(7) 体罰事案の把握のきっかけ

学校が行った体罰事案の把握のきっかけについて、以下の記号をリストから選択し、様式の該当欄に「1」を入力する。（複数回答可）。

<体罰事案の把握のきっかけ>

ア 児童生徒の訴え イ 保護者の訴え ウ 教員の申告
エ 第三者の通報 オ その他

(8) 体罰事案の把握の手法

体罰事案の把握の手法として、事情を聴取した者を、以下の記号をリストから選択し、様式の該当欄に「1」を入力する。（複数回答可）。

<体罰事案の把握の手法>

ア 当事者教員 イ その他教員 ウ 被害児童生徒 エ その他児童生徒
オ 保護者 カ その他（第三者）

※保護者については、ウ、エの保護者両方を含む。



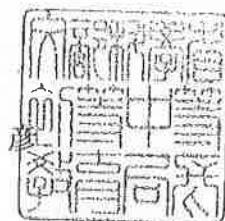
24文科初第1073号

平成25年1月23日

各都道府県教育委員会教育長
各政令指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

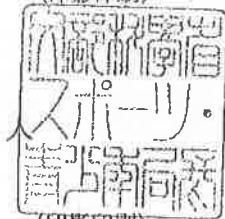
布村幸



(印影印刷)

文部科学省スポーツ・青少年局長

久保公



(印影印刷)

体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について（依頼）

昨年末、部活動中の体罰が背景にあると考えられる高校生の自殺事案が発生するなど、教職員による児童生徒への体罰の状況について、文部科学省としては、大変深刻に受け止めております。

体罰は、学校教育法で禁止されている、決して許されない行為です。平成19年2月5日初等中等教育局長通知「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」（18文科第1019号）においても示しているとおおり、校長及び教員（以下「教員等」という。）は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合においても、身体に対する侵害（殴る、蹴る等）、肉体的苦痛を与える懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる等）である体罰を行ってはなりません。

また、教員等は部活動の指導に当たり、いわゆる勝利至上主義に偏り、体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであるという認識を持たなければなりません。

貴職におかれましても、この問題の重要性を改めて認識し、都道府県・指定都市

教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては認可した学校に対し、体罰禁止の趣旨を周知徹底し、各学校の教員等の意識向上が図られるよう指導するとともに、体罰を行った教員等については厳正な対応をお願いします。

あわせて、教員等と児童生徒、保護者の信頼関係の構築に努めるとともに、児童生徒や保護者が、体罰の訴えや教員等との関係の悩みを相談することができる体制を整備するようお願いします。

また、体罰の実態について主体的に把握し、別紙のとおり文部科学省に対して報告していただきますようお願いします。

【担当】

(児童生徒の体罰に関する考え方について)

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室

生徒指導企画係

電話 03(5253)4111(内線3208)

FAX 03(6734)3735

E-MAIL s-sidou@mext.go.jp

(教職員の服務について)

初等中等教育局初等中等教育企画課

教育公務員係

電話 03(5253)4111(内線4675)

FAX 03(6734)3731

E-MAIL syoto@mext.go.jp

(運動部活動について)

スポーツ・青少年局体育参事官付

事業係

電話 03(5253)4111(内線2649)

FAX 03(6734)3790

E-MAIL taiikuss@mext.go.jp